

次のとおり、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 9 9 条第 2 項の規定に基づく
介護老人保健施設の廃止の届出がありました。

開設者の名称	多野藤岡医療事務市町村組合
施設の名称	多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設しらさぎの里
施設の所在地	藤岡市中栗須 5 1 9 番地 2
廃止年月日	令和 7 年 3 月 3 1 日
サービスの種類	介護老人保健施設 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護